最終更新日：2019年6月26日
ＮＣＳ＆Ａ株式会社
代表取締役社長　辻　隆博
問合せ先：総務部　tel06-6946-1991
証券コード：9709
https://ncsa.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけており、このことが、株主価値を高めることのひとつとも認識しております。
その実現のために、株主や得意先をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。
また、株主・投資家へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1－2－4)
当社は、書面およびインターネットによる議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、議決権電子行使プラットフォームは採用しておりません。招集通知の英訳については、現時点で外国人株主の所有株式数比率が低いため、業務効率の面から実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や外国人株主の所有株式数比率などの動向をみて、採用を検討してまいります。
(補充原則3－1－2)
英語での情報の開示・提供については、ウェブサイトの一部を英語版で公開しております。今後につきましては、外国人株主の所有株式数比率が一定程度以上となった場合に英語での情報開示をさらに検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
当社は取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、協業関係の強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合を除き、政策保有株式を縮減する方針であります。
保有する意義や経済合理性等については、取締役会にて検証を行うとともに、個々に峻別を行います。
政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有する株式の価値及び当社の企業価値向上に資するか否かを判断し、適切に議決権行使を行います。
【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社は、当社と取締役の間の競業取引及び利益相反取引について、法令・規程に従い取締役会の承認を得るものとしております。併せて、「財務報告に係る内部統制」の有効性確認の中で、当社及び子会社の取締役・監査役に対し関連当事者取引の調査・検証を行っております。
【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社では、現在、確定拠出年金制度を導入しております。従いまして、当社はアセットオーナーとして企業年金の積立て等の運用に関与しておりません。
【原則3－1 情報開示の充実】
(1) 経営理念と経営計画
当社は、「社是（創業の精神）」「企業理念」「行動指針」「企業メッセージ」を当社のウェブサイト（https://ncsa.jp/company/philosophy.html）に掲載し、公表しております。
(2) コーポレートガバナンスの基本方針
当社ウェブサイト（https://ncsa.jp/company/csr/corpgov.html）、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
(3) 取締役の報酬等の決定方針と手続き
取締役の報酬は、予め株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、固定報酬と業績連動報酬で構成し、指名・報酬委員会（任意の委員会）による諮問を経て、取締役会決議により決定いたします。なお、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。
(4) 取締役・監査役候補指名・解任の方針と手続き
取締役候補の指名は、業績及び企業価値の向上に対する貢献度、高度な倫理観・誠実性・価値観の保持等を考慮の上、指名・報酬委員会（任意の委員会）による諮問を経て、取締役会で決定いたします。
監査役候補の指名は、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等を踏まえ、監査役会の同意を得て取締役会で決定いたします。該当者の氏名や役割については取締役会終了後に適時開示しております。
取締役・監査役に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任することとしております。
(5) 取締役・監査役候補の選解任についての説明
取締役・監査役の選解任理由は、株主総会招集通知に記載しておりますので、ご参照ください。
【原則4－1 取締役会の役割・責務(1)】
(補充原則4－1－1)
当社では、法令や「取締役会規則」に準拠し、取締役会が経営に係る重要事項の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。
全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、取締役会への付議事項の事前審議及び取締役会の決定した基本方針に基づき、代表取締役社長を議長とする経営会議を開催し、その審議を経て取締役会にて意思決定を行っております。
【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、東京証券取引所が定める独立性基準の資格を満たすとともに一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを前提とし、企業経営や

法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営に対し的確な助言を行うことができることを要件としております。
【原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
(補充原則4－11－1)
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保しております。社内取締役は、代表者のほか、主要な事業部門や統括部門の責任者などから選任し、社外取締役は、経営経験者や、会計・財務や法律など当社にとって有益な専門知識を有する者から選任しており、効果的・効率的な議論を妨げない適切な員数を維持する方針です。
(補充原則4－11－2)
当社は、取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」等において毎年開示しております。なお、「株主総会招集ご通知」は当社ウェブサイト(https://ncsa.jp/ir/shareholder.html)に掲載しております。
(補充原則4－11－3)
当社は取締役会全体の実効性を高めるため、各取締役および各監査役に対し、取締役会の機能、構成、運営等に関するアンケート調査を実施し、その結果をもとに取締役会の実効性について分析・評価を行い、改善を図っております。
本年の分析・評価の結果、取締役会の構成及び運営は概ね適切であり、また、業務執行状況及び経営計画等に関する議論が適切に行われる体制にあることが確認されました。
一方で、前年の評価時点から改善傾向は見られるものの、議論のさらなる活性化を望む意見もあり、今後、中長期的な視野での事業リスクに対する本質的な議論の深耕が重要との認識に至りました。
以上を踏まえ、当社は取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。
【原則4－14 取締役・監査役のトレーニング】
(補充原則4－14－2)
当社は、役員として必要な知識習得と役割・責任の理解の機会として、取締役・監査役就任者に対し、外部機関主催の教育受講を必須としております。また、取締役・監査役就任後は、各自がそれぞれ必要とする知識や情報の習得を行っており、会社は機会・費用等の支援を行っております。
【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するためのIR活動を含む情報開示を促進するべく、IR関連部門で必要な情報を共有し、情報開示に係る協議をするなど、積極的に連携を取りながら業務を行っております。
また、情報開示に関する基本的考え方や情報開示統制の枠組み等についてまとめた「ディスクロージャーポリシー」を制定し、当社ウェブサイト(https://ncsa.jp/ir/disclosure.html)に掲載しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ＺＥＮ	1,851,000	10.04
日本電気株式会社	1,605,136	8.71
明治安田生命保険相互会社	1,061,600	5.76
丸山　幸男	994,024	5.39
ＮＣＳ＆Ａ従業員持株会	692,481	3.75
株式会社日本信用情報機構	530,800	2.88
小路口　謙治	425,900	2.31
株式会社クリナム	398,100	2.16
アイ・システム株式会社	398,100	2.16
梶川　融	397,792	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
重松　孝司	公認会計士											
大森　京太	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重松　孝司	○	―――	公認会計士として企業監査業務の経験や見識を活かし、当社の業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただけると判断いたしました。独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。
大森　京太	○	大森京太氏は、株式会社三菱総合研究所の取締役会長であります。当社は同社に対しITサービスとコンサルティング業務の提供において取引があります。	銀行及びシンクタンクにおける経営経験を活かし、当社の業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただけると判断いたしました。独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の指名、報酬に関する重要事項等の決定に際し、独立社外取締役の関与･助言の機会を適切に確保し、プロセスおよび取締役会機能の透明性･客観性を高め、コーポレート･ガバナンスの強化を図ることを目的として、指名･報酬委員会（任意の委員会）を設置しております。
なお、指名･報酬委員会は、取締役会決議により選定された3名以上の委員（うち過半数は社外取締役または社外監査役）で構成され、委員長は独立社外取締役から選定いたします。
委員のその他1名は、社外監査役です。
指名･報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として年間4回開催し、取締役の報酬等に関する方針および報酬制度にかかる審議および取締役会への答申を実施しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため、年4回以上、定期的な会合をもっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西　寛文	公認会計士													
吉川　興治	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西　寛文	○	―――	公認会計士として企業会計及び税務に関する専門的知見を有していることから、当社の監査に反映していただけると判断しました。独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。
吉川　興治	○	当社は、吉川興治氏と法律顧問契約を結んでおりましたが、2017年5月をもって顧問契約を解除しております。	法曹として、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知見を有していることから、当社の監査に反映できるものと判断しました。独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準の資格を満たすとともに一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを前提とし、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営に対し的確な助言を行うことができることを要件としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2018年6月22日開催の第52期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度（2018.4.1～2019.3.31）における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役に支払った報酬 9名221,085千円（うち社外取締役2名9,600千円）
※使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、取締役の中長期的な業績向上への意欲を高め、持続的な企業価値増大に寄与するよう、固定報酬と業績連動報酬で構成しております。なお、社外取締役は固定報酬のみとしております。
固定報酬は、それぞれの責務の大きさを勘案し、役職に応じた基準を定めております。
業績連動報酬は、短期的なインセンティブである賞与（現金）と中長期的なインセンティブである株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成しており、賞与は営業利益達成率および役割達成度を加味した取締役ごとの評価、株式報酬は前年度評価を含めた期待値を加味した取締役ごとの評価を指標としております。
取締役の報酬は、固定報酬および業績連動報酬を含めて、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、前述の評価指標を踏まえて指名・報酬委員会（任意の委員会）による審議のうえ取締役会に諮り、取締役会議長が決定しております。
評価指標については、本業における業績を報酬に反映するために、営業利益の達成割合を指標にするとともに、業績面だけでなく取締役ごとの役割遂行状況に応じた定性的な評価も合わせて総合的に勘案しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役・社外監査役を補佐する担当セクションは設置しておりませんが、就任時及び継続的に、当社の業務内容や中期経営計画等を理解していただく機会を設けております。
・取締役会ないし監査役会以外の適切な機会に、経営状況の把握に資する情報提供や意見交換を行っております。また、重要事項については資料を事前配布し、必要に応じて事前説明も実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

①企業統治の体制
当社は、監査役制度を採用しており、取締役、監査役を中心として、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。
a.取締役・取締役会
取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、現在社外取締役2名を含む6名の体制をとっております。取締役会は原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。また、取締役会の諮問機関として、代表取締役及び社外取締役並びに社外監査役で構成された指名・報酬委員会を設置しており、取締役等の人事と報酬に関して審議しております。
b.経営会議
当社は、取締役会への付議事項の事前審議及び取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務執行方針・計画・重要な業務の実施等に関する協議機関として取締役5名（社外取締役1名含む）と各業務執行部門長17名と常勤監査役1名で構成される経営会議を、原則月1回開催しております。
c.業務執行
当社は、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離し、監督機能である取締役会とは別に、執行役員による機動的な業務執行を図るための執行役員制度を導入しております。
d.内部統制システムの整備の状況
・代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
・ＮＣＳ＆Ａグループ全体でのコンプライアンス重視の企業風土の醸成及び浸透を図るため、「ＮＣＳ＆Ａグループコンプライアンス基本方針」のもと、「ＮＣＳ＆Ａグループコンプライアンス管理規程」「内部通報規程」を制定し運用しております。なお、コンプライアンスを推進する体制として、「実施統括責任者」としてコンプライアンス担当執行役員を任命するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置しております。
・当社は内部統制方針の見直し、内部統制の定着とモニタリングの強化、文書化・評価・改善の指導有効性の判断等を行うことを目的として、「内部統制委員会」を設置しております。
・当社は「ディスクロージャーポリシー」を定め、適時開示情報の適正性を確保するとともに、企業情報の迅速な適時開示に努めております。
・グループ会社の経営管理については、四半期毎に当社経営会議でグループ会社社長による事業状況の報告を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については当社取締役会または当社代表取締役社長へ随時報告する体制としております。
・グループ会社へ当社より取締役及び監査役を派遣することにより、効率的業務の遂行及び業務の適正適法を監視できる体制を構築しております。
・当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切性を確保しております。
e.リスク管理体制の整備の状況
・顧問弁護士からは、日常業務において発生する法的リスクに対するアドバイスを受けております。
・当社は個人情報保護のため、個人情報保護方針を定めるとともに、情報セキュリティの維持・向上を図ることを目的として、「情報セキュリティ委員会」を設置しております。
・当社は品質マネジメントシステムの計画、実施、測定・分析を推進し、有効性の継続的改善を行うことを目的として、「品質マネジメントシステム推進委員会」を設置しております。
・当社は事業遂行上のリスクマネジメントシステムの適切な構築と運用及び部門横断的なリスク管理の推進を目的として、リスクマネジメント室を設置しております。

② 社外役員の状況
当社の社外取締役は2名であり、当社の経営上のアドバイスや指導が期待できるため、当業界において充分な知識と経験を有し見識が深い社外取締役を選任しております。また、経営の透明性を強化するため、当社との間で役員報酬を除いた特別な利害関係を有しておらず、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公平、公正な監督活動を行っていることから、財務及び会計に精通している公認会計士重松孝司、銀行及びシンクタンクにおける経営経験を有する大森京太をそれぞれ社外取締役に選任し、それぞれ独立役員に指定しております。
社外取締役重松孝司は、重松公認会計士事務所の代表を兼職しており、同氏と当社の間に重要な取引関係及び特別な利害関係はありません。
社外取締役大森京太は、株式会社三菱総合研究所取締役会長及び三菱総研ＤＣＳ株式会社取締役並びに、株式会社アイネス取締役を兼職しており、株式会社三菱総合研究所は当社との間でITサービスの提供及びコンサルティング業務において取引関係があります。その他に、同氏と当社の間に重要な取引関係及び特別な利害関係はありません。
当社の社外監査役は2名であり、経営の意思決定機能と取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで独立性を確保するとともに、経営への監視機能を強化しております。また、社外監査役大西寛文、吉川興治と当社の間に重要な取引関係及び特別な利害関係はありません。
社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、経験や専門的な知見に基づく適切

な監督又は監査といった機能及び出身分野における実績と見識からの有益な助言・指導を頂くことを期待し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。
社外取締役及び社外監査役による監督又は監査は、取締役会、監査役会において適宜発言と意見交換を行うことにより、監査役監査、内部監査及び会計監査と相互に連携しております。

③ 監査役監査の状況
監査役会は常勤監査役1名を含む計3名の体制をとっております。各監査役は監査役会が定めた監査計画及び職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。常勤監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、監査に必要な情報の収集を行っております。なお、監査役3名のうち、社外監査役は2名であります。
監査役会は必要に応じ会計監査人を含め、相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。
監査役は、社外取締役とのミーティングの場を設け、当社の課題等について情報共有し、客観的な立場で意見交換を行っております。
常勤監査役は、「取締役会」「経営会議」のほか、「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」「内部統制委員会」等の協議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
常勤監査役は、内部監査部門である監査室と月例定例会を開催し意見交換を行っております。
常勤監査役の山下政司は、長年にわたり当社取締役執行役員管理本部長として管理部門での経験を重ねてきており、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。

④ 内部監査の状況
当社は内部監査部門として監査室を設置し、担当者2名で、業務における遂行が各種法令など、当社の各種規程類及び経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っております。
監査室は、監査役会と月例定例会を開催し意見交換を行っております。
監査室は必要に応じ会計監査人を含め、相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役6名のうち2名を社外取締役としています。社外取締役は、監査役会、内部監査・内部統制委員会等と連携を図ることで、経営に対する監督機能を発揮しております。また、当社は、監査役3名のうち2名を社外監査役としています。社外監査役は、公正普遍の立場から、適正な業務執行の監視を行い、経営の健全性を高めています。当社は、これらのコーポレート・ガバナンス体制により、経営の監視機能は十分に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月21日（金）開催の定時株主総会招集通知は、6月5日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年6月の定時株主総会は、21日（金）に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
その他	当社ホームページ上に招集通知を早期掲載（発送前）しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ上で公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・アナリストの皆様を対象とした決算説明会を、半期に1回、本決算と第2四半期決算時に開催し、代表取締役社長から業績、中期経営計画などの説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	法定公告、決算短信、業績ハイライト、決算説明資料、NCS&Aレポート、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知・決議通知等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ＮＣＳ＆Ａグループコンプライアンス基本方針」と「行動規範」を制定し、当社ホームページ上で公開しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、２００３年に環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４００１）の認証を取得し、運用してまいりました。１４年にわたる運用により、社内において環境意識も浸透していることから、一定の目的を達成したものと判断し、２０１７年４月１７日をもってＩＳＯ１４００１の認証を返上することといたしました。今後は当社環境方針のもと、企業としての社会的責任を果たし、環境配慮活動を継続してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ上で公開しております。
その他	＜ワークライフバランスの取組み＞ ・時間外労働の縮減や、有給休暇の取得促進などに取組んでおります。 ・社員が安心して長く勤められる企業風土づくりに向け、勤務形態の多様化への対応や付加価値創造型の人材育成への取組みなどの働き方改革を推進しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)役員及び全社員が共有する行動の指針として「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を制定し、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業理念の向上に努める。
(2)「コンプライアンス実施統括責任者」として担当取締役または担当執行役員を任命し、コンプライアンスに関する諸問題を統括する。また各部門に「コンプライアンス実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンスの方針展開、指導及び危機管理の責任を負う。
(3)コンプライアンスリスクに関する審議機関として「コンプライアンス委員会」を設置する。
(4)当社グループの全社員が利用できる内部通報窓口を設置する。
(5)反社会的勢力に対しては、いかなる関係も拒絶し、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨む。

2．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
(2)執行役員制度の導入により、業務執行の責任明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
(3)日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行する。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人がいつでも閲覧できる体制を整える。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社の業務推進に伴う損失の危険（以下、リスクという）の管理については、総務部門その他の担当部門並びに各委員会（コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、内部統制委員会）にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。
(2)新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。リスクが現実化し、重大な損害が予測される場合には、関係諸規程や行動基準により迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行う。
(2)グループ会社の規程、重要な会議の議事録及び稟議書は、必要に応じて当社取締役、監査役がいつでも閲覧できるものとする。
(3)コンプライアンス基本方針及び行動規範は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図る。
(4)グループ会社へ当社より取締役及び監査役を派遣することにより、効率的業務の遂行及び業務の適正適法を監視できる体制を構築する。
(5)グループ会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切性を確保する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役の職務を補助すべき組織として監査室が担当する。監査役の補助業務については、取締役の指揮命令を受けないものとし、独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。
(2)監査室の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得る。

7．当社監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請する。
(2)監査役はいつでも、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は速やかに報告する。
(3)取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
(4)当社及びグループ会社の内部通報制度規程の適切な運用により、法令違反、コンプライランス上の問題について報告された事項は、速やかに監査役へ報告する体制を確保する。
(5)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行う。
(6)監査役と監査室は、意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
(7)監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
(8)監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしない。また、当社及びグループ会社の内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしないことを規定し適切に運用する。
(9)監査役の職務の執行について生ずる必要な費用の請求は、所定の手続きに従い、これに応じる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループコンプライアンス行動規範において「私たちは、反社会勢力とのいかなる関係も拒絶します。」と定めております。
反社会勢力に対しては警察や弁護士と連携し断固とした姿勢で臨みます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料 ： 模式図】

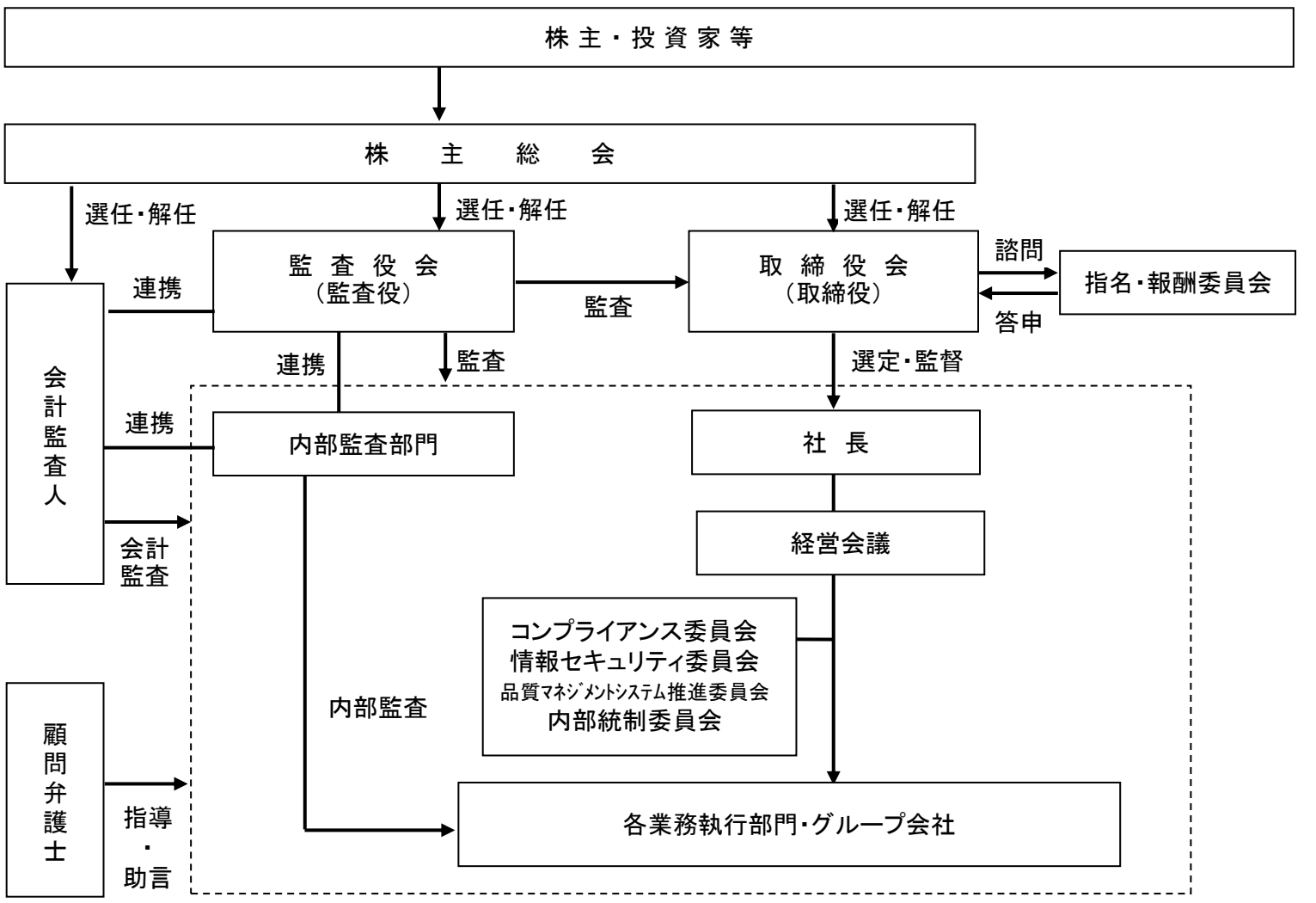
株 主 ・ 投 資 家 等
株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監 査 役 会
（監査役）
取 締 役 会
（取締役）
諮問
答申
指名・報酬委員会
監査
連携
会計監査人
連携
監査
選定・監督
連携
内部監査部門
社 長
経営会議
会計監査
コンプライアンス委員会
情報セキュリティ委員会
品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ推進委員会
内部統制委員会
内部監査
顧問弁護士
指導・助言
各業務執行部門・グループ会社

【適時開示体制　概要（模式図）】

